

## 金ケ崎町告示第87号

金ケ崎町空き家利活用事業補助金交付要綱を次のように定め、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

金ケ崎町長 高橋 由一

### 金ケ崎町空き家利活用事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1 この要綱は、金ケ崎町空家等対策計画に基づき、空き家の増加抑制を図り、もって地域の活性化に資することを目的に、空き家を住宅又は地域交流の活性化等の拠点として活用するための改修に要する経費に対して、予算の範囲内において金ケ崎町空き家利活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在する空き家（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に定める空家等をいう。）のうち、居住の用に供するためのもの（併用住宅を含む。）をいう。
- (2) 併用住宅 人の居住の用に供する部分及び店舗、事務所その他の居住の用に供する部分以外の部分を併せもつ住宅をいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権を有する者（登記事項証明書又は固定資産税課税台帳に所有者として記録されている者）をいう。

#### (補助対象住宅)

第3 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲

げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 金ヶ崎町空家等対策計画の施行日以降に利活用を開始したもの
- (2) 利活用の開始日において、1年以上居住者又は使用者のいないもの
- (3) 築20年以上経過したもの

(補助対象事業)

第4 補助対象となる事業は、補助対象住宅を改修し、次のいずれかの用途に10年以上活用しようとするものとする。ただし、第1号にあっては、3年以上とする。

- (1) 住宅（自己の居住の用に供するものに限る。）
- (2) 滞在体験施設
- (3) 交流施設
- (4) 体験学習施設
- (5) 文化施設
- (6) その他地域交流の活性化、地域コミュニティの再生又は地域課題の解決の一助となるような地域貢献に資すると町長が認める用途

(補助対象者)

第5 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する法人又は個人とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者等
- (2) 補助対象住宅を賃貸借又は購入し、補助対象事業を行う者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 市町村税の滞納がある者
- (2) 金ヶ崎町暴力団排除条例(平成24年金ヶ崎町条例第20号)第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者

(権利関係者の同意)

第6 補助対象者は、補助対象住宅の所有者等が複数人存在するときは、すべての補助対象住宅の所有者等から同意を得なければならない。ただし、補助金の交付決定を条件に、当該事業を行おうとするときは、この限りでない。

(補助対象住宅の所有者等と土地の所有者等が相違の場合)

第7 補助対象者は、補助対象住宅の所有者等と土地の所有者等（権利者を含む。）が相違するときは、第6の「補助対象住宅の所有者等」を「土地の所有者等」に読み替える

ものとする。

(補助対象となる経費)

第8 補助対象となる経費は、補助対象事業を実施するために行う改修（以下「改修等」という。）に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事に要する経費
- (2) 給排水、電気又はガスの設備の改修工事に要する経費
- (3) 屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する経費
- (4) 壁紙の張替え等内装の改修工事に要する経費
- (5) その他町長が必要と認める工事に要する経費

(補助金の額)

第9 補助金の額は、改修等に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）に3分の2を乗じて得た額と次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 第4第1号の用途 50万円
- (2) 第4第2号から第7号の用途 150万円

2 前項各号は重複して受けることができるものとする。

(交付申請)

第10 補助対象者は、改修等を実施する前に、金ヶ崎町空き家利活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 第4に規定する補助対象事業に係る事業計画書
- (2) 第4に規定する補助対象事業に係る収支予算計画書
- (3) 土地及び建物の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、現年度の固定資産税納税通知書の写し又は現年度の評価証明書）
- (4) 改修工事費の見積書
- (5) 着工前の現場写真
- (6) 第6及び第7の場合は、所有者等の同意書又は賃貸借契約書の写し若しくはその両方。ただし、補助金の交付決定を条件とする場合は、賃貸借又は売買確約書若しくは所有者等の事業同意の確約書
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 第4第1号の用途に活用する場合は、前項第1号及び第2号の提出を要しないものと

する。

(補助金の交付決定及び通知)

第11 町長は、第10の規定により申請があった場合、内容を審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、金ケ崎町空き家利活用事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に対し通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、金ケ崎町空き家利活用事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助対象者に対し通知するものとする。

(補助対象事業の変更又は中止の承認申請)

第12 第11第1項の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、空き家利活用事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに金ケ崎町空き家利活用事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があった場合、内容を審査し、適当と認めたときは、金ケ崎町空き家利活用事業補助金変更(中止)承認通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第13 交付決定者は、改修等が完了したときは、当該改修等が完了した日から起算して30日を経過する日又は完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに金ケ崎町空き家利活用改修等完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、町長に報告しなければならない。

- (1) 改修等に係る契約書の写し
- (2) 改修等に要した経費の内訳を示す書類
- (3) 各種領収書の写し
- (4) 完了後の現場写真(工事箇所が分かる工事中的の写真も含む。)
- (5) 建物の利用開始を証する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14 町長は、第13の規定による完了報告があった場合、当該報告に係る改修等が補

助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、金ケ崎町空き家利活用事業補助金額確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15 交付決定者は、第14の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに金ケ崎町空き家利活用事業補助金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16 町長は、第15の規定による補助金の請求があった場合、内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(届出義務)

第17 交付決定者は、補助金の交付後10年間、毎年事業報告を行うものとする。ただし、第4第2号から第7号の場合であって、交付決定者から事業承継等があったときは、事業承継等を受けた者が行うものとする。

2 第4第1号の用途に活用する場合は、前項の事業報告を要しない。

(交付決定の取消し)

第18 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、金ケ崎町空き家利活用事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 改修等が町長の定める期間内に完了しないとき。

(5) 前各号のほか、町長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定は、第14に基づく補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第19 町長は、第18の規定により、補助金の全部又は一部の返還について、期限を定めて命ずることができる。

2 当該補助事業の完了後10年以内において、交付決定者が当該補助事業の要件を満た

さないとき又は第4に規定する用途に活用しないときは、町長に補助金を返還しなければならない。ただし、第12の規定による承認を受けた者は除くものとする。

3 当該補助事業の完了後10年以内において、交付決定者が補助対象住宅を除却したとき又は補助対象となる経費を要した改修等において、通常の利用による以上の効用・機能の減耗を生じさせたときは、町長に補助金を返還しなければならない。

4 町長は、前各項の規定に基づき補助金の返還を求めるときは、金ケ崎町空き家利活用事業補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（補則）

第20 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。